

鹿児島工業高等専門学校いじめ対策委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島工業高等専門学校いじめ防止等基本計画（令和2年7月8日制定）第5条第3項の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめ防止等基本計画の策定並びにいじめ防止プログラムの策定及び実行に関すること。
- (2) いじめ早期発見・事案対処マニュアルの策定及び実行に関すること。
- (3) いじめ防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (4) いじめに関する相談体制の整備等に関すること。
- (5) いじめの実態把握に関すること。
- (6) いじめへの対処に関すること。
- (7) 学校と家庭、地域及び関係機関との連携及び施策の調整に関すること
- (8) いじめ防止対策の点検及び評価に関すること。
- (9) その他いじめ防止対策に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 校長補佐
- (4) 校長特別補佐（学生何でも相談室長）
- (5) 類長
- (6) リベラルアーツ系長
- (7) 事務部長
- (8) 総務課長及び学生課長
- (9) スクールソーシャルワーカー
- (10) スクールカウンセラー
- (11) その他校長が必要と認める者

2 委員が委員会に出席できない場合は、委員長の同意を得て代理の者を委員会に出席させることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事案対策部会)

第7条 委員会は、個別の事案に対して円滑に対応を行うため、事案対策部会を置くことができる。

2 事案対策部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 第3条第1項の委員のうちから委員長が指名する者

(2) 関係する学生の担任又は専攻長

(3) 看護師

(4) その他部会長が必要と認めた者

3 事案対策部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

5 部会長が必要があると認めたときは、第2項の者以外を部会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会及び事案対策部会の事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、令和2年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。